

連載 8

数字で掴む 自治体の姿

— 歳入の状況(4) —

国庫支出金・都道府県支出金



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長

法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●国庫支出金とは

国の政府は、自らの政策の全てを自身の機関ないし組織をもって完結させることはできません。今少し正確に述べるならば、国政レベルの政策の多くは、実際にはその過程の一部が何らかのかたちで国の政府機関の他に委ねられています。それは、仮に理屈の上では国の政府機関がその全過程を自ら担うことが不可能とは言えないものであっても、実際にそのようにすると著しく非効率になるなど適切性に欠けることがあるためです。国庫支出金を理解するうえでは、まずこの事実をふまえることが欠かせません。

単純に考えれば、何らかの事務事業を実施する際に、係る費用は当該実施主体が負担することは当然とも思えます。確かに地方財政法〔1948（昭和23）年7月7日法律第109号〕の第9条には「地方公共団体の事務（……中略……）を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。ただし、次条から第十条の四までに規定する事務を行うために要する経費については、この限りでない」と明文で同旨の経費負担原則が記されています。しかし、その事務事業の背景をなす政策にまで立ち返って考えてみると最適な費用負担のあり方はそう簡単には決められそうもありません。たとえば、政策効果を考慮すれば、当該政策によって便益を受ける者が応分の負担を分かち合うべきとなるでしょうし、政策責任という面からは、当該政策に責任を有する者が負担すべきということになりましょう。

政策を実施する面において国の政府には上記のように限界がありますが、自治体の政府にもすでにこの連載の⑥と⑦（本誌第7号と第9号）の地方交付税の回で説明したように財政力に大きな限界があり、数多くの自治体においては独自の財源だけでは法令等によって執行が義務づけられた任務すら全うできません。そこで、両者が互いに足らずを補う工夫が図られます。

国の政府は、独自に実現することが困難な自らの政策については、1)他に委託して実施してもらうか、2)他と協力して共同責任で実施するか、

3)特定の政策実施に係る経費に用途を限定して資金援助をすることで他を誘導するか、すなわち、委託、協力、誘導のいずれかの手法を用いて政策の実現を図ります。

これを自治体政府の側から見ると、1)明らかに自治体の業務とは言えないものの、全自治体が揃って国の仕事を請け負うもの、2)法令等により自治体の実施主体と定められていても、当該政策自体には国にも責任があると認められるもの、3)実施するもしないも自治体の自由ではあるが、国の意向に従えば自らの負担が少なく、その意味で安上がりで済むもの、のそれぞれについて、1)の委託については委託金、2)の協力については負担金、3)の誘導については補助金、を国庫から貰い受けて当該政策に基づく事務事業を実施することになります。国庫支出金とは、この国庫委託金、国庫負担金および国庫補助金の3つを合わせた総称です。

●国庫委託金

国庫委託金は、明らかに国が担うべき業務とはいえ、自治体の協力を得ないと事実上実現が困難なものについて国が係る経費を負担するものです。国政選挙と国勢調査がそうした業務にあたると説明されるのが通例で、確かにこの両者に係る費用は全額国が負担することになっています。

衆議院議員選挙や参議院議員選挙および前者と共に実施される最高裁判所裁判官国民審査については、国の立法府および司法府に係る業務ですから、本来国の政府が担うべきものであることは確かです。しかし、これらを全国の自治体の協力なしに進めることは事実上まず無理なことに違いありません。これらの執行に係る国庫委託金については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律〔1950（昭和25）年5月15日法律第179号〕において、具体的に細かく基準額等が規定されており、総務省がそれに基づいて必要額を算定します。そして実際には、執行額に基づく自治体の請求により、国から自治体へ相当額が交付されます。

少々詳しくみますと、自治体に交付される国庫

委託金の中心は人件費です。投票所および開票所の業務に従事する人員の数と従事した時間および単価を乗じて計算されますが、投票所については、市においては実際の従事者数が基準を上回るものの町村では下回り、従事時間は市町村とも基準を下回る傾向があります。また、開票所については、従事者数、従事時間も市町村のいずれにおいても基準を下回る傾向があるようです。これは、あるいは今や加熱気味とも思われる開票作業の終了時刻を競う競争の賜物かもしれません。実際、人々はマスコミを通じて選挙の当落結果をいち早く知りたいと望みますし、休日返上で深夜まで及ぶ作業を少しでも早く終わらせたいと思う職員の気持ちも理解できます。2つ折り投函された票が投票箱の底に着く前に自動的に開くように工夫された材質の紙を投票用紙に用いたり、投じられた票を自動的に分類する機器を導入するなど、随所に加速を促す工夫が採られてきました。結局、基準値を基に算定された人件費の見積額はやや高めになるようです。

国政選挙と自治体選挙が同日に執行される場合は、共通と見られる備品購入などの経費については国と自治体が按分によりそれぞれに負担することが建前ですが、私はその例を知りません。実際には、ほとんどの場合において自治体は国に請求を回しており、国の側もそうした事情を知っているながら敢えてことを荒立てようとはせず、知らないそぶりをしているものと思われます。

国勢調査も経費の多くは、調査員手当と指導員手当、すなわち人件費が占めます。ただ、この両手当の総額は抑制される傾向にあります。その一方で、開封確認作業の増加により、それに係る人件費の必要額は増えています。これは、2010（平成22）年度国勢調査から調査票の封入提出方式が全面導入されたことや郵送提出方式が認められたことによって顕著になりました。同年の調査では、東京都をモデル地域としてインターネットによる回答も試験導入されましたが、郵送料や開封作業に係るコストは減らせるものの、膨大な数となる照会への対応などに課題を残しています。総体としては、国から自治体への委託料は減少する傾向

にあります。国勢調査は、統計法〔2007（平成19）年法律第53号〕に基づく国の最も基本的な統計であり、それ自体は国の仕事とはいえ、その結果は自治体も大いに活用するものです。その意味では、単純に委託業務に分類するには馴染まない側面もあると言えるかもしれません。

現行の地方財政法には、「地方公共団体が負担する義務を負わない経費」すなわち国庫委託金の対象が第10条の4に次のように示されています。

（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 一 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費
- 二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費
- 三 検疫に要する経費
- 四 医薬品の検定に要する経費
- 五 あへんの取締に要する経費（第十条第八号に係るものを除く。）
- 六 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費
- 七 土地の農業上の利用関係の調整に要する経費
- 八 未引揚邦人の調査に要する経費

ところが、国政選挙のように確かにほぼ全額が国庫委託金によって賄われているものがある一方、これらの中には国庫委託金として算定される額が実際に係る経費に全く届かないものもあります。

また、法律の条文に明示されたこれらは例示であり、この他にも自衛隊員の募集に係る経費などが国庫委託金の対象になっています。

なお「委託」という言葉が用いられていますが、個別に委託契約が結ばれるものではありません。

●国庫負担金

国庫負担金は、法令等により自治体が当該事務事業の実施主体と定められているものの、国もその政策目的を共有し責任を有するために経費を負担し合う、いわば「割り勘」の国による負担分のことです。

国庫負担金については、「国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費」と題名が付された地方財政法の第10条本文に次のような書きぶりで規定されており、これに続いて第1号の「義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費」に始まり、第4号「生活保護に関する経費」第15号「児童手当に要する経費」など第29号まで列挙されています。なお、国庫負担金の中で最も金額が大きいものは義務教育費負担金ですが、これは都道府県を交付対象とするものです。

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

また、この他に同法第10条の2には「地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する」と規定され、第1号「道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費」に始まる7項目の経費が列記されており、さらに続く第10条の3には「地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法又は地方交付税法によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要す

る次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する」との規定の後に、第1号「災害救助事業に要する経費」に始まる第9号までの経費が列記されています。このように、国庫負担金は、普通国庫負担金、建設事業国庫負担金および災害国庫負担金の3種類に大別されます。

国庫負担金は「割り勘」ですから、対象となる事務事業を決めることの他に、自治体と国の負担割合をどのように決定するかが問題になります。実際には、同法第11条に「第十条から第十条の三までに規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない」という規定があり、国側で決めることとされています。また、続く第11条の2には「第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分（……中略……）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。（以下、略）」と規定されています。すなわち、国が政策実施責任の一端を担う国庫負担金の対象事務事業については、国庫負担金と地方交付税を抱き合わせることによってその執行を担保することが図られています。

なお、「割り勘」によって実施される事務事業は、その全てが自治体によって執行されるとは限りません。国のいわゆる「直轄工事」等においても係る経費を「割り勘」によって処理する場合があります。

とくに、地方財政法第17条の2第2項には「国の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利するもの」について、当該工事を着手する前に自治体側が負担する「割り勘」分の予定額を国は当該自治体に通知しなければならないという規定があります。しかしながら、この予定額の通知のみならず、工事終了後に国から届けられる「請求書」の類についても、実際は極めて簡単なもので、何に幾ら費やしたかの明細すら一般に添付されません。自治体はその「言い値」に従って負担金を振り込みます。

「割り勘」分を相手方に支払うという点では同

じことなのですが、それを媒介する書類と手続きは方向によって雲泥の差があります。

●国庫補助金

国庫補助金は、各省庁における国政レベルの政策について、自治体をその実施主体として巻き込むために国が用意する誘導資金です。これについては、地方財政法第16条に次のような工夫された書きぶりで規定が置かれていますので「16条補助金」と呼ばれることがあります。

(補助金の交付)

第十六条 国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。

ここで「その施策を行うため」に自治体に交付されるものは「奨励的補助金」と呼ばれます。また、「財政上特別の必要がある」場合に交付されるものは「財政援助的補助金」と呼ばれ、具体的には各種の利子補給などの形をとります。

奨励的補助金は、国庫支出金の中で最も多くを占めます。各省庁は、奨励的補助金の対象となる施策と細かい条件を記したリストを作成し、実施主体となる自治体を募ります。国庫負担金は、その対象となる事務事業を実施する自治体に責任を分担する意味で必ず交付されますが、奨励的補助金については所管省庁にその責任がありません。個々の奨励的補助金の予算額は限られ、補助金対象施策の実施に名乗りを挙げた自治体の全てに補助金が交付されるわけではありません。そこで補助事業者としての採択をめぐり、自治体間に競争関係が発生します。この競争は、少しでも自らの負担を軽くして当該事務事業を実施しようとする努力ですから、住民の利益に適う営為としての側面もないわけではありません。しかし、いわゆる陳情合戦などさまざまに展開される国庫補助金獲得競争が総体として自治体と国の関係を歪め

てきたことも否定できません。応募自治体の中から各省庁がどれを採択するかの基準は通常公開されず、結果が知らされるだけです。この秘密のベールが権力の源泉となります。

ことの真偽は明らかではありませんが、大型の国庫補助金を得るためには「普段からのお付き合い」が大切と広く信じられているようです。「公費天国」ないし「官官接待」などと世の指弾を受ける事態に至らぬまでも、江戸の仇を長崎で討たれないよう、自治体は省庁のご意向には逆らわないことを旨とする行動様式に陥りがちになります。「申請書類の作成コストにも見合わない」と担当職員に嘆かれるような細々とした「零細補助金」にまで自治体が手を挙げるのは、そうした姿勢の表れであるとはつとに指摘されているところです。

実際、一般に国庫補助金を求める際に自治体で作成し提出する申請書類には、膨大な記載事項が求められます。また、記述にあたり厳守が求められる事項も微細にわたります。かつて私は、かなり以前のことですが、添付が求められる図面に使用する色鉛筆の銘柄まで具体的に指定されているのを見て驚いたことがあります。

それはともかく、国庫補助金の交付条件には、各省庁からの過度の干渉を伴うことが少なくありません。各省庁ごとの基準に合わせるために自治体政策としては総合性が寸断され、いわゆるタテ割りの割拠性が自治体に持ち込まれてしまうという弊害も多くの論者に指摘されています。

国庫補助金の制度は、その名称から受ける印象によると思われますが、国（各省庁）が財政難に苦しむ自治体を個別に支援することが第1の目的であるかのように誤解されることがあります。しかし、財政がまさに窮乏化した自治体は、国庫補助金のリストを示されてもそれに与ろうとして手を挙げることはできません。それはいわゆる裏負担に耐えられないからです。

国庫補助金は、所管省庁が推進しようとする特定の施策について、実施主体として名乗りを挙げた自治体に、その実施に係る経費の一部に用途を限定して資金を交付する制度ですから、必ず当該自治体に残りの経費負担が発生します。これが狭

義の裏負担です。まして、国庫補助金の交付額が1)対象、2)数量、3)単価、のそれぞれの面で実際に係る経費の内輪に算定された場合には、その差額まで当該自治体が負担しなければなりません。この差は超過負担と呼ばれ、狭義の裏負担とこの超過負担を合わせた実質的な自治体の負担分が広義の裏負担と呼ばれています。

実際に、1)補助金の対象物に当然付帯するものがなぜか補助金の対象から外れていたり、2)補助事業に係る対象人員や対象面積が実態よりも少なかったり、3)積算に用いられる単価が実情よりも安価に設定されていたりすることはしばしばあり、自治体の超過負担は珍しい事ではありません。

各省庁が掲げる国庫補助事業に自治体が躊躇し飛びつかない、あるいは飛びつけないことは、国としてもたいへん困ります。そうした事情もあってか、過去の経緯を見ると、対象となる自治体の数が多い奨励的補助金について、狭義の裏負担分が地方交付税の基準財政需要額に算入されるようになりました。たとえ身の丈以上になろうとも少しでも多くの「実績」を誇示したい自治体の首長やその取り巻きにとっても眼前の依存財源は垂涎的ですから、国庫負担金と国庫補助金の性質の差を無視するこうした措置は、一度始まるとその拡散傾向に歯止めをかけることはなかなか困難です。

こうして国庫補助金は、地方交付税をその後方支援に従えるまでして、日本国憲法の下で対等・協力の関係にあるはずの国（各省庁）と自治体を事実上の優劣ないし上下の関係に縛る道具となりました。

●補助金適性化法

国庫支出金については、所管省庁の認める用途を外れた支出は許されません。それは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」[1955（昭和30）年8月27日法律第179号]（以下、「補助金適性化法」と略記）によって規律されます。

同法が適用される「補助金等」については、第2条に次のような規定があります。

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

そして各号に示されたものは等しくその扱いが規制されます。つまり、「補助金等」に係る予算の執行については、法律に根拠を有する法律補助か予算措置に基づく予算補助かの別なく、また「補助金」「負担金」「補給金」「助成金」「委託金」などといった名称の如何をも問わず、全て一律に扱われます。先に挙げました地方財政法第9条にも示されていた責任や負担に関する配慮については全くお構いなしということです。

なお、東日本大震災にともなう福島原発の事故以来「電源立地促進対策等交付金」がしばらくマスコミ等の話題に上りましたが、これもまさに政策誘導のための措置であり「補助金等」に含まれます。また、決算カードにおいて国庫支出金と並びながらも別記載となっている「国有提供施設等所在市町村助成交付金」は、在留米軍の基地施設や自衛隊の基地施設が立地する市町村に対する交付金ですが、これも補助金適性化法の「補助金等」に含まれます。

国庫補助金の対象事業には、開始から終了までに長期間を要する公共事業なども含まれます。そこで、なかには経済社会情勢の変化により、当初の政策目的が陳腐化するものが現れることもあります。しかし、そうした国庫補助事業を自治体の判断によって途中で止めることは容易なことではありません。補助金適性化法第18条の定めにより、すでに交付された補助金の返納を求められるかもしれないからです。

また、すでに述べましたように国庫補助金は自治体に縦割りの弊害をもたらすことがあります。建築する際に特定の省庁の奨励的補助金を得た建

物を、後に当該自治体が複合的に活用しようとしても、補助金の返納要求がちらついてできない、としばしば耳にします。また、外形上は単体の建物でも、実は複数の省庁から奨励的補助金を受けて建てられた部分が合体しているものであり、そのそれぞれの部分が接するところに年中開いたままの不自然な扉がある建築物を見ることもあります。それも補助金等規制法が生み出した珍妙なデザインです。同法第15条に基づく調査のときだけ、その扉は閉められます。

●改革課題と展望

これまで幾多の論者によって、奨励的補助金は「必要悪」と呼ばれたり、「賄賂」と揶揄されることまでありました。しかし、すでに見てきましたように、これは配る側の各省庁と受け取る側の自治体の双方にとって、それぞれに「旨味」が感じられる「頼りがい」あるいは「すがりがい」のある制度です。さればこそ、度重なる弊害の指摘にも関わらず、抜本的な改革に着手されることはなかなかありませんでした。

この制度による弊害の幾つかについてはすでにふれてきましたが、私は、自治体が自らの政策課題の発見とその解決手法の開発に基づいて必要な予算を組み立てる努力をないがしろにしてしまうところに、この国（各省庁）と自治体の共犯関係がもたらす最悪の害を見ています。ややもすると、予算編成に当たり自治体の担当者は、身近な地域の諸課題よりも各省庁が提示する補助金対象施策リストに注目してしまいます。また、個々の自治体内部の予算査定においても、全額を当該自治体が独自に賄わなければならない単独費事業は不利になりがちです。つまり、地域社会における政策の必要性よりも、補助金交付か「単費」かが選択の判断において優先されてしまうのです。さらに加えて、省庁のご機嫌を損ねないためのお付き合い型補助金申請までするとすれば、膨大な量が必要とされる申請書類の作成にも人件費を含めたコストがかかることですし、一概に全てが無駄とは言いきれないとしても、やはり適切さに欠ける部

分は大きいと言わざるを得ません。

そもそも奨励的補助金が権力の源泉になる仕組みの根本を考えてみれば、自治体側はその任務に比べて独自財源が不足し、国側は財源と企画はあっても独自に実施する手だてを持ち得ないことが出発点です。つまり、しなければならない仕事が多いところはお金が足りず、一方、仕事を自己完結できないところは自分では使い切れないお金がある、というわけです。なおかつ、このしなければならない仕事やお金の配分は後者が決めます。この任務と財源のアンバランスこそ、権力構造の正体です。

こうしてみると、改革の方向は単純明快です。国と自治体の役割分担、すなわち責任範囲を明確にして、それぞれが責任をもって確実にそれぞれの役割を担えるように財源を見直せば良いわけです。

しかしながら、方向は明確でも、それを実行することは困難な課題です。まず財源を見直すのであれば、国税を地方税に改める作業、すなわち自治体にとっては依存財源の独自財源化がその中心になりますが、それには税源の偏在問題がつきまといまいます。次に、財源から移転させる依存の構造はそのままとしても、使途が特定目的に限られる特定財源から自治体を使い方を自由に決められる一般財源に改めることが考えられます。しかし、たとえば福祉行政関係者の一部からは、補助金のヒモが外されると自治体内の予算獲得競争において従来得ていた枠の維持が難しくなるのではないかと懸念する声も挙がっています。また、国と自治体の役割ないし責任を明確にしないまま一般財源化を進め、国庫負担金の分を地方交付税に回してしまうと、地方交付税の不交付団体としては、一方的に国の責任分まで負うこととなります。

この改革には、国（省庁）と自治体の双方ともに腰が引ける要素があるとすれば、ここは市民の声とそれを背景とした政治家の出番でもあります。しかし、市民にはわかりにくいテーマですし、過去の多くの政治家は、むしろこの権力を生み出すペールの内側に立ちたがり暗躍をしてきました。その例外は、小泉内閣における2003（平成15）年

度からのいわゆる「三位一体の改革」でありましたが、国庫負担金と国庫補助金の明確な区分とそれに基づく后者の削減という理念をふまえた改革は腰砕け、いつしか改革の目標は、「総額4兆円程度」の削減という金額ばかりに向かってしまいました（実際には、翌年度予算に始まる3年度で国庫支出金は約4.7兆円削減されましたが、税源の移譲は約3兆円に止まりました）。それでも包括補助金の拡大など、一縷の望みは今日なお命脈を保っています。国庫支出金をめぐる課題は、まさに国や自治体のあり方、それぞれの責任をめぐる根本的な問題であります。

●都道府県支出金

ここまでは国庫支出金についてばかり述べてきました。都道府県支出金は、国庫支出金とほぼ同様の構造になっています。すなわち、1)委託金、2)負担金、3)補助金、のそれぞれが含まれます。

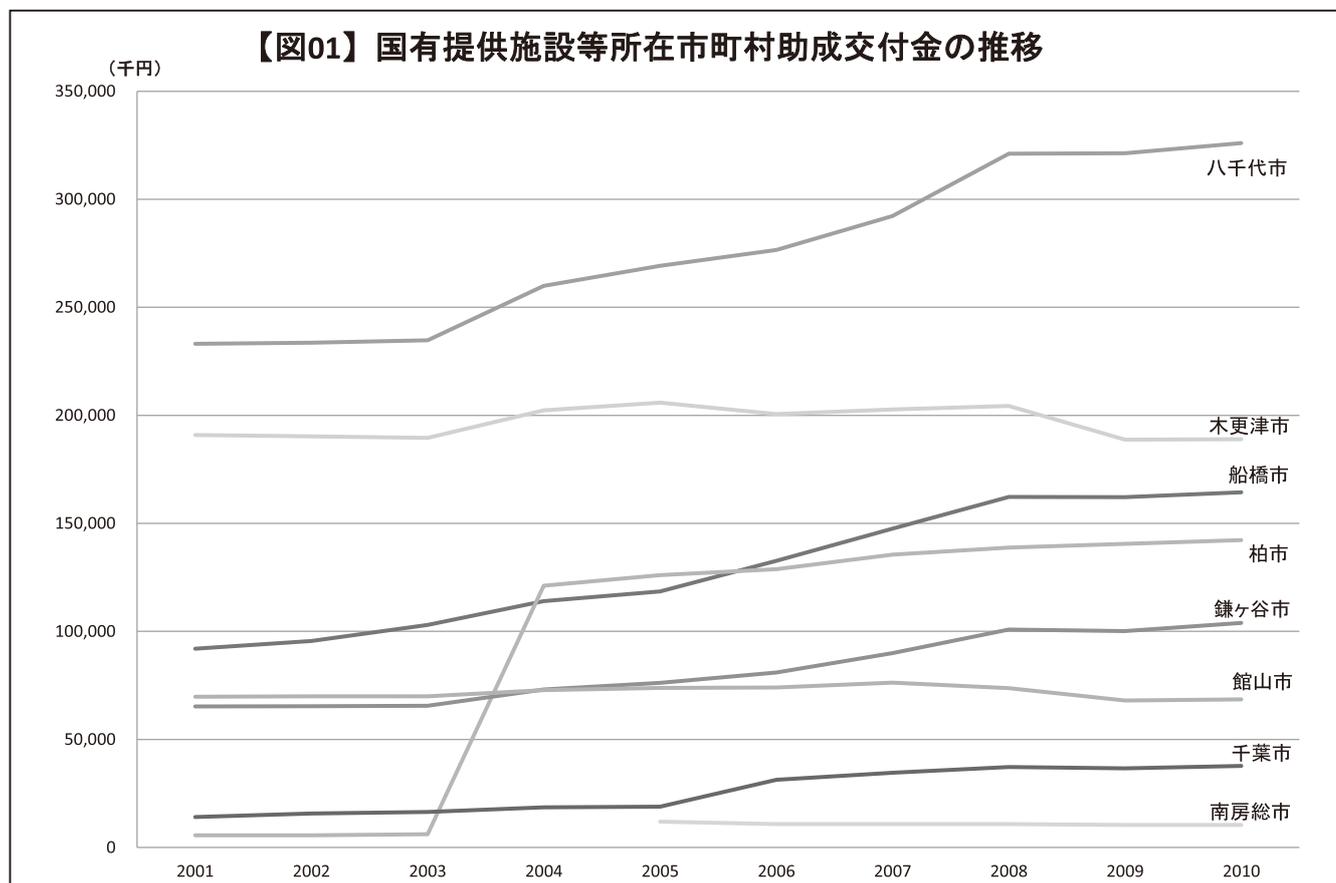
都道府県支出金が国庫支出金と違うところは、国庫支出金には、補助事業の実施主体である自治体に資金が直接交付される「直接補助」の他に実

施主体である市町村に対して、都道府県を經由して交付される「間接補助」があり、この后者が都道府県支出金に含まれることです。つまりその分は、都道府県にしてみると右から左に通過していく資金ということになります。

国庫支出金の中には、該当事務事業に係る経費の一定割合を国が負うと同時に、また一定の割合を都道府県が負うと法律等に規定されているものもあります。都道府県は、独自の政策に基づく「県単補助」の他にこうした負担金ないし補助金等を市町村に対して交付しています。

●千葉県内市町村における国庫支出金等の状況

すでに指摘しましたように、決算カードの項目には、国庫支出金とは項が分けられて「国有提供施設等所在市町村助成交付金」が記載される欄があります。千葉県内の対象となる施設は限られていますが、決算カードをめくってみますと、【図01】のように8つの市がこの交付金を受けていることがわかります。なお、作図の基とした数値



は、【表03】として末尾に掲げます。

この交付金も含めた国庫支出金の総額および都道府県交付金の全貌を一覧し、その推移を眺めて変容を探ることは、実はなかなか難しい作業になります。それは、景気対策など大がかりな国の政策と個々の自治体の事情が絡むからです。とはいえ、ここでは個々の分析に資するために国庫支出金の総額と都道府県交付金として千葉県が県内自治体に交付した県支出金を、それぞれが歳入総額に占める割合と合わせて表にまとめてみました。

表はかなり大きくなりますので、2つに分けて、やはり末尾に【表04】および【表05】として掲載します。

この【表04】および【表05】から、補助金等（ここでは、国庫支出金の総額と県支出金の全てを含みます）の比率が高い、すなわちその総額が歳入総額に占める割合の高い自治体を取り出してまとめてみたのが【表01】です。ここでは、2001（平成13）年からの10年間で20%を超えた実績のある自治体を抽出しました。

【表01】 補助金等の総額が歳入に占める割合の高い自治体

(%)

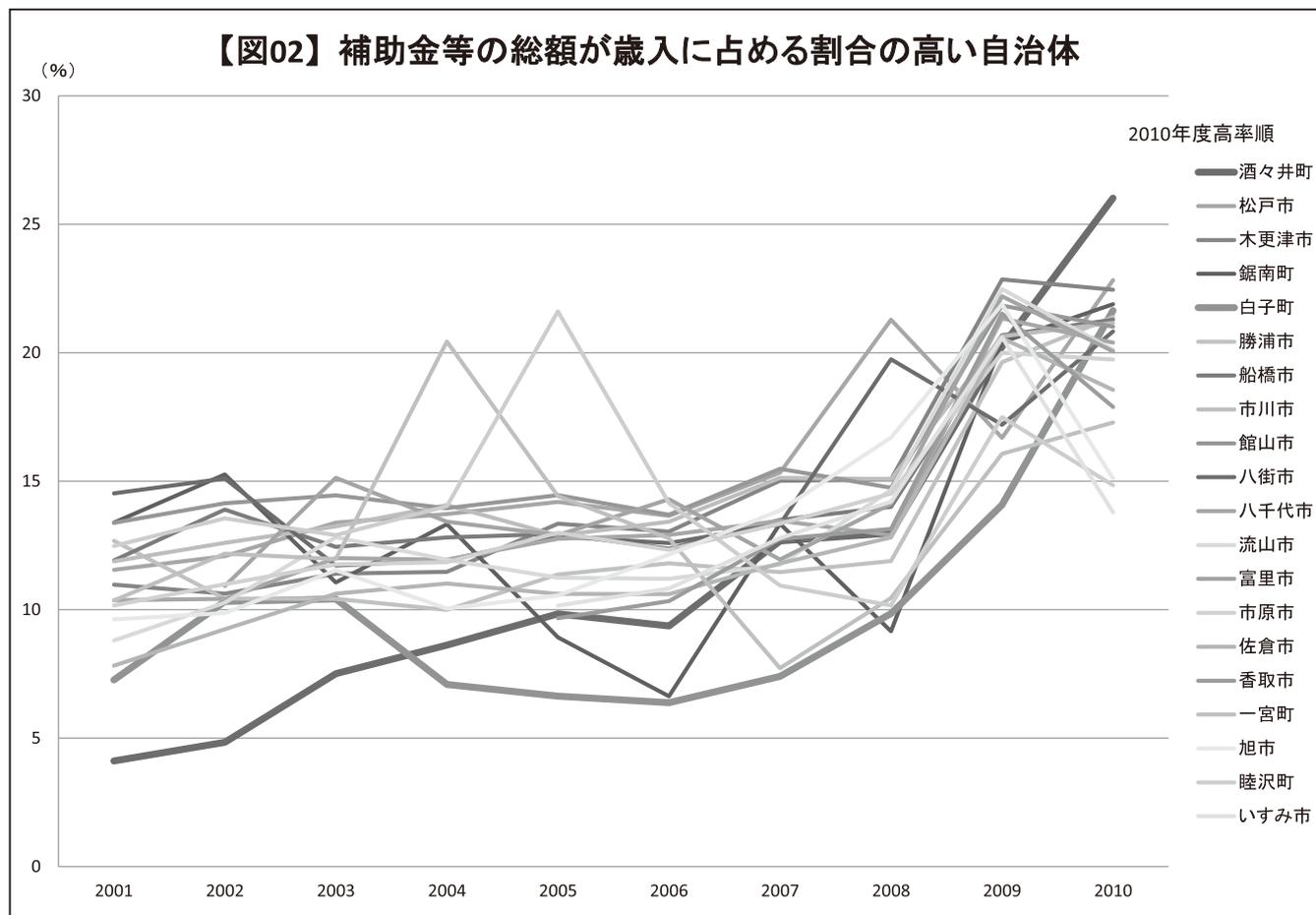
	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
酒々井町	4.11	4.84	7.51	8.62	9.83	9.37	12.67	12.98	20.23	26.02
松戸市	11.55	12.08	13.38	13.72	14.19	13.65	15.33	21.28	16.69	22.82
木更津市	10.97	10.62	11.40	11.47	13.35	13.03	15.01	15.07	22.85	22.45
鋸南町	13.38	15.26	11.06	13.32	8.92	6.63	13.34	9.16	20.41	21.89
白子町	7.26	10.32	10.42	7.08	6.63	6.38	7.40	9.85	14.07	21.64
勝浦市	12.68	10.43	10.42	9.99	11.36	11.80	11.46	11.89	19.63	21.39
船橋市	11.91	13.90	12.44	12.80	12.95	12.37	13.49	14.00	20.68	21.28
市川市	11.88	12.60	13.24	14.07	12.87	13.42	15.13	15.08	20.63	21.16
館山市	13.38	14.14	14.44	13.95	14.45	13.69	15.48	14.74	21.83	21.01
八街市	14.52	15.10	11.72	11.92	12.84	12.59	13.33	19.74	17.20	20.83
八千代市	10.37	10.42	12.00	11.95	12.76	12.90	13.46	12.89	21.34	20.39
流山市	8.80	10.27	12.82	11.95	11.24	11.20	11.75	14.66	22.47	20.11
富里市		10.91	15.13	13.42	12.90	14.30	11.95	14.12	22.20	20.05
市原市	10.16	10.99	11.75	11.84	13.00	12.33	13.34	14.52	20.00	19.73
佐倉市	7.82	9.23	10.62	11.01	10.61	10.60	11.80	12.81	20.56	18.56
香取市					9.66	10.33	12.75	13.14	21.52	17.89
一宮町	10.36	12.18	11.97	20.43	14.42	12.77	7.72	10.45	16.06	17.28
旭市	9.62	9.87	11.53	10.04	10.55	12.15	13.85	16.70	21.88	15.11
睦沢町	12.47	13.56	12.89	14.02	21.61	14.15	10.94	10.16	17.50	14.84
いすみ市					10.15	10.82	12.78	14.20	20.60	13.79

補助金等 = 国庫支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金および県支出金

網掛けは20%以上の値
2010(H20)年度高率順

【表01】をグラフに表したのが【図02】です。折れ線グラフが錯綜して細かく読み取ることは困難ですが、大雑把な傾向として右肩上がり、それも2009（平成21）年あたりから急激に割合を増していることがわかります。なかでも酒々井町は、

ほぼ一本調子で最も大きく変化しています。また、白子町も下に凸で急激な上昇曲線を描いており、際だっています。この酒々井町と白子町は、ともにこの期間内に財政構造を大きく変化させてきたようです。



【表02】 補助金等の総額が歳入総額に占める割合の低い自治体

(%)

	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
芝山町	11.74	7.87	9.48	6.21	6.20	2.66	5.28	4.30	7.91	12.26
酒々井町	4.11	4.84	7.51	8.62	9.83	9.37	12.67	12.98	20.23	26.02
栄町	4.18	7.17	6.26	6.73	7.16	9.05	7.72	8.70	18.16	15.42
長南町	4.78	5.05	4.95	4.51	4.75	6.65	6.95	6.12	13.91	12.49
蓮沼村	5.35	5.23	5.97	4.83						
松尾町	5.15	4.88	6.49	7.80						

補助金等 = 国庫支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金および県支出金

網掛けは5%未満の値
最低比低率順

【図03】 補助金等の総額が歳入に占める割合の低い自治体



反対に、補助金等の総額が歳入総額に占める割合が低い自治体も見てみましょう。【表02】は、2001（平成13）年以降に補助金等の歳入に占める割合が5パーセント未満になったことがある自治体を抽出してまとめたものです。これについてもグラフを【図03】に作りました。

ここにも酒々井町が登場しています。栄町と趨勢が似ているようにも見えますが、2010（平成22）年度のところで大きく異なっています。むしろ栄町は長南町と同じような変遷を辿っています。蓮沼村と松尾町は、ともに2006（平成18）年3月27日に山武町および成東町と合併して山武市になりましたが、同市における2005（平成17）年度の補助金等の総額が歳入に占める割合は7.67パーセントで、その後は【図03】の点線で示すように、8.24、11.64、10.70、19.56、17.59パーセントと辿りました。

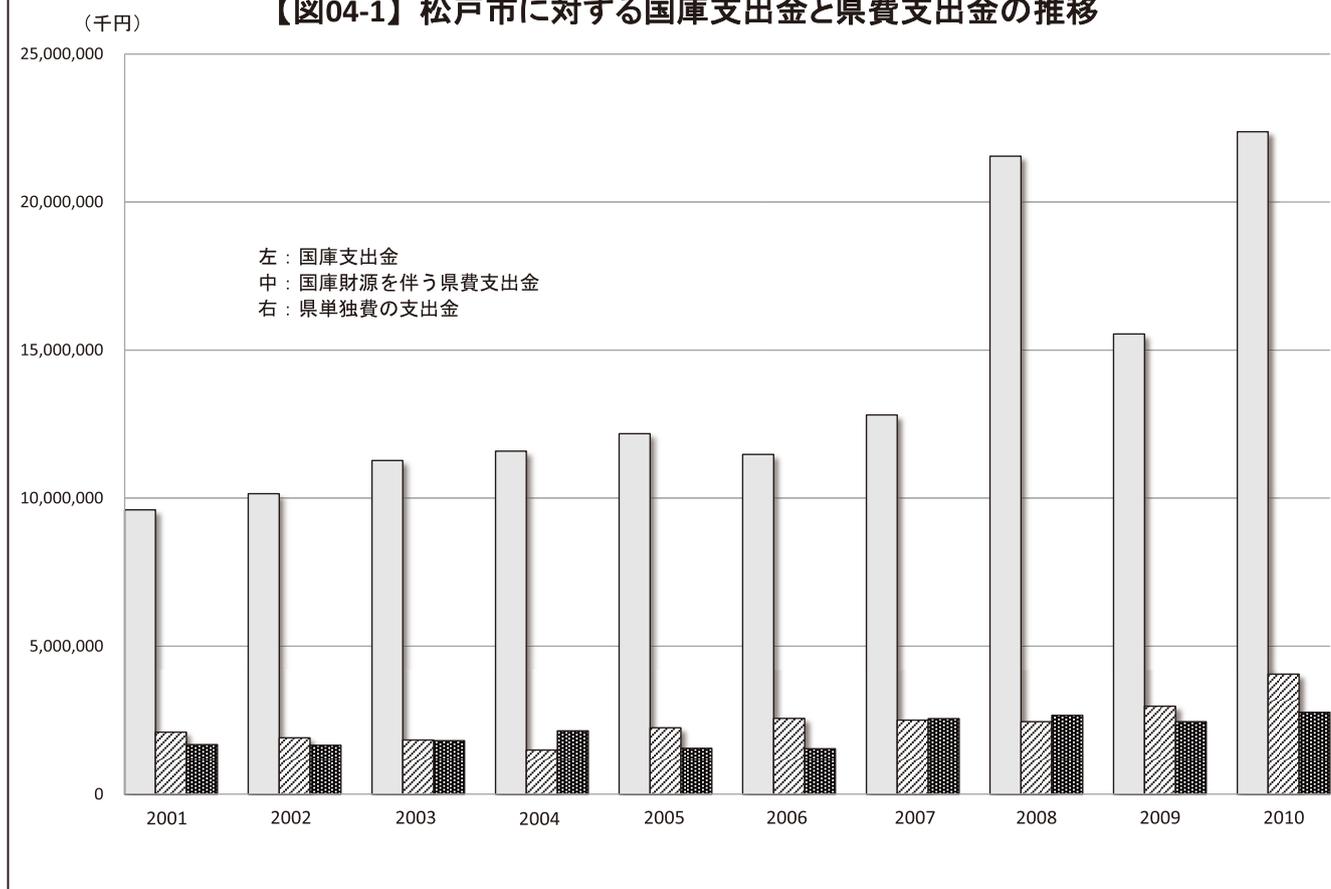
これを見てもわかるように、【表02】あるいは

【図03】に示した自治体は、「割合の低い自治体」というよりも、「かつて低かったことがある」とした方が正確かもしれません。補助金等に頼らなくともよかったか、あるいは、裏負担を考慮すると補助金に頼ることすら困難であったかは別として、積極的に補助金等を利用してこなかった自治体も、そうはいかない状況になりつつあるように見えます。

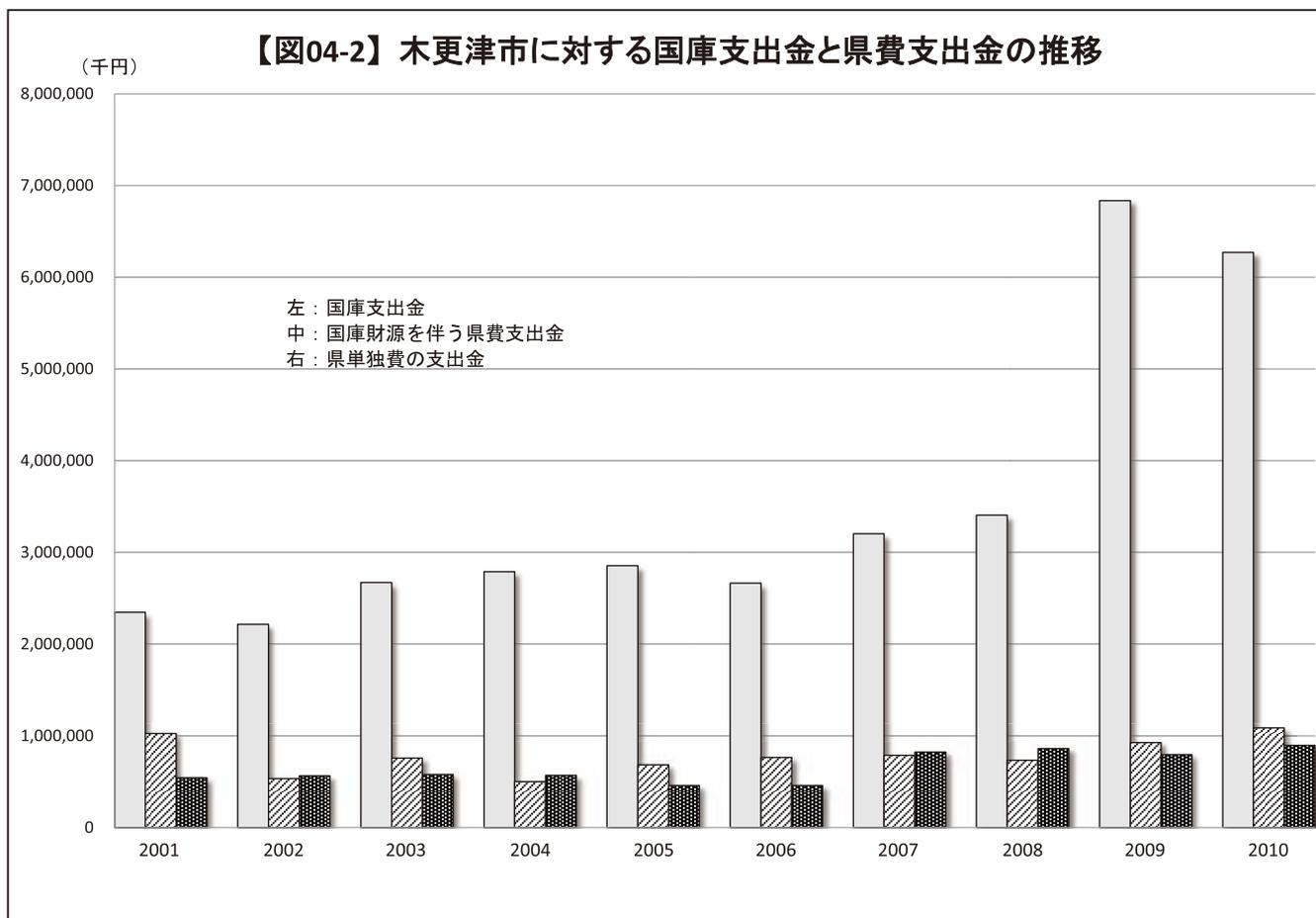
そこで、再び目を補助金等の総額が歳入に占める割合の高い自治体に着目してみましょう。

2010（平成22）年度に酒々井町に続いて高率を占めたのは、松戸市と木更津市でした。この両市における国庫支出金と県費支出金の推移をグラフにまとめると【図04-1】および【図04-2】のようになりました。なお、ここでは木更津市に交付されている国有提供施設等所在市町村助成交付金は除外しており、県費支出金は、国庫財源を伴うものと県単独費によるものを区別しました。

【図04-1】松戸市に対する国庫支出金と県費支出金の推移



【図04-2】木更津市に対する国庫支出金と県費支出金の推移



松戸市と木更津市の大きな違いは、2008（平成20）年度とその翌年に見られますが、全体的な傾向は、やはりよく似ています。県費支出金は細かく上下に凸凹していますが、そのあたりを含めてさらに細かい事情は、自治体ごとに精査しないとわかりません。

実は、とくに規模の小さな自治体では、大がかりな事業に取り組むときなどに財政構造が変わったかのような数字の変化が見られることもあります。また、首長が変わり財政政策に変動があったり、堅実な財政運営を陰で支えていた有能な職員が退職したりすることでも数字にその影響が現れたりすることがあります。

そこで結局、国庫支出金を巡っては、国策の変化のなかに自治体ごとの状況変化を合わせて見なければ本当のところは掴めないということになります。個々の自治体の分析をする際には、その時々々に国の各省庁がどのような政策を展開しようとしていたかということと合わせて、県レベルの政策環境や、市町村側においても「大きな買い物」が

なかったかどうかなど、複眼的視野に基づく考察が欠かせません。

末尾に【表03】～【表06】を掲げます。

【表03】 国有提供施設等所在市町村助成交付金の推移は、上にも記しましたように【図01】を作成する際に基としたデータです。

また、【表04】 国庫支出金等およびその歳入総額に占める割合の推移と【表05】 県支出金およびその歳入総額に占める割合の推移は、今回のテーマにおける基礎データですが、表が大きくなりすぎるので、2つに分けただけではなく、各自治体各年度の歳入総額は省略しました。

最後の【表06】 国庫支出金と都道府県支出金の推移（市部）は、「国庫支出金」と都道府県支出金について「国庫財源を伴うもの」と「県費のみもの」を並列して、その推移をまとめました。データの制約上、市部だけに限られており、町村部については省略しました。

（続く）

【表03】 国有提供施設等所在市町村助成交付金の推移

（千円）

		2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
東葛地区	船橋市	91,993	95,522	102,982	113,998	118,469	132,707	147,567	162,223	162,172	164,378
	柏市	5,615	5,649	6,137	121,146	126,043	128,762	135,561	138,835	140,505	142,223
	鎌ヶ谷市	65,257	65,388	65,598	73,090	76,172	81,024	89,955	100,815	100,123	103,873
千葉地区	千葉市	14,075	15,750	16,414	18,561	18,927	31,295	34,613	37,250	36,624	37,710
	八千代市	233,056	233,603	234,711	259,959	269,202	276,533	292,266	321,045	321,280	326,030
君津地区	木更津市	190,843	190,321	189,540	202,265	205,887	200,552	202,690	204,319	188,769	188,927
安房地区	館山市	69,761	69,970	69,990	72,790	73,790	73,993	76,296	73,780	68,000	68,536
	南房総市					11,977	10,816	10,853	10,865	10,420	10,426

【表04】 国庫支出金等およびその歳入総額に占める割合の推移

上段：国庫支出金＋国有提供施設等所在市町村助成交付金（千円）

下段：対歳入総額比（％）

		2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
東葛地区	市川市	8,993,517 8.15	10,058,664 8.99	10,890,361 9.62	11,788,370 10.26	10,483,198 9.20	11,565,680 9.77	13,176,663 10.76	13,759,055 10.88	21,499,928 16.33	21,247,331 15.93
	船橋市	12,092,683 8.68	15,484,879 10.84	14,197,945 10.11	14,906,150 10.65	14,972,824 10.61	14,361,387 9.71	15,265,200 9.96	15,343,276 10.45	28,070,291 17.39	28,068,839 17.07
	松戸市	9,602,740 8.29	10,147,138 8.95	11,268,601 10.12	11,582,713 10.45	12,178,609 10.82	11,472,851 10.05	12,809,703 10.99	21,550,450 17.20	15,539,685 12.37	22,374,516 17.49
	野田市	2,201,285 6.76	2,023,253 6.50	3,502,028 8.02	4,228,986 9.41	3,331,019 7.98	3,375,061 7.63	4,054,101 9.29	3,547,992 8.29	6,629,485 14.57	6,061,047 13.10
	関宿町	671,495 7.08	279,602 3.18	692,049 5.13							
	柏市	7,594,392 8.19	6,656,959 7.65	8,739,217 9.60	9,521,508 9.27	7,950,181 8.32	7,170,730 7.36	7,205,376 7.38	8,368,132 8.13	17,666,190 14.94	17,129,164 14.88
	沼南町	683,551 5.01	698,534 4.91								
	流山市	2,212,717 5.88	3,056,301 7.45	3,670,667 9.38	2,956,566 8.40	2,949,023 7.79	2,580,665 7.24	2,701,856 7.35	4,062,723 10.49	7,647,459 18.06	5,922,184 14.21
	我孫子市	1,635,360 4.99	1,878,277 5.98	2,046,295 6.55	2,160,358 6.61	2,490,341 7.74	2,274,232 7.25	2,162,904 6.89	4,729,737 13.86	3,215,959 9.26	4,374,767 12.60
	鎌ヶ谷市	1,684,021 6.26	1,727,040 6.70	1,946,335 7.86	2,032,762 7.94	1,994,605 7.90	1,896,675 7.37	2,300,740 8.53	2,182,678 8.76	4,234,837 15.14	4,469,808 15.17
	浦安市	1,509,539 3.19	2,754,151 5.40	2,476,391 4.99	3,218,466 5.61	4,556,517 8.01	2,399,970 4.43	2,366,836 4.44	5,052,216 8.23	4,521,089 7.19	6,219,164 9.64
千葉地区	千葉市	35,247,498 10.20	34,305,368 10.08	42,805,786 12.17	38,985,000 11.16	41,385,552 11.48	37,697,408 10.74	39,830,653 10.96	33,758,112 10.35	53,001,095 14.80	50,996,398 13.72
	習志野市	4,025,142 8.43	2,533,024 5.51	2,699,593 6.30	2,843,133 6.59	2,883,290 6.66	2,560,697 6.01	2,926,513 6.54	3,403,096 7.64	6,521,305 13.65	6,196,125 12.47
	市原市	6,035,180 7.22	6,766,585 8.12	7,351,478 8.92	7,291,524 9.02	8,473,878 10.26	7,862,804 9.51	8,065,392 9.62	9,195,167 10.74	14,620,063 16.19	12,363,626 14.63
	八千代市	3,335,010 7.21	3,266,712 7.20	3,992,573 8.64	3,984,673 8.72	4,335,222 9.42	4,622,146 9.43	4,153,175 8.82	4,026,086 8.32	8,974,027 17.03	7,364,942 14.28
君津地区	木更津市	2,537,796 6.78	2,405,183 7.29	2,859,970 7.77	2,992,143 8.45	3,060,174 9.72	2,865,798 9.14	3,405,645 10.20	3,610,375 10.46	7,024,480 18.36	6,458,140 17.18
	君津市	1,669,684 5.57	1,749,549 6.24	1,950,234 6.87	1,820,689 6.53	1,909,624 6.37	1,762,048 5.97	2,229,288 7.69	2,240,507 7.48	4,004,917 12.90	3,624,211 11.58
	富津市	1,314,380 8.27	1,322,195 8.36	2,549,229 14.44	1,194,634 7.33	2,050,606 11.60	1,282,545 8.14	1,244,668 7.51	1,662,315 10.26	2,387,894 14.86	1,719,855 10.72
	袖ヶ浦市	676,885 3.11	1,042,883 4.66	982,232 4.07	1,042,657 4.90	1,020,246 4.74	925,134 4.46	1,171,193 5.56	1,057,980 5.02	2,535,060 11.65	2,207,864 10.45
印旛地区	成田市	3,487,316 7.69	2,660,432 5.98	3,340,359 7.66	3,397,283 7.75	4,196,516 7.47	4,411,613 8.29	4,858,874 9.21	7,486,579 12.93	7,186,545 12.07	6,591,981 11.30
	下総町	64,219 2.05	135,020 4.32	142,385 4.55	168,263 5.17						
	大栄町	134,249 2.76	265,565 5.49	261,564 5.37	172,556 3.70						
	佐倉市	2,037,809 4.82	2,550,148 6.26	3,295,060 7.59	3,243,273 7.89	2,867,266 7.47	2,751,044 7.14	2,904,276 7.42	3,117,445 8.16	6,865,078 16.14	5,729,263 13.18
	四街道市	1,573,470 7.57	1,692,391 8.16	1,882,998 8.62	1,814,316 8.33	2,012,222 9.26	1,588,411 6.16	1,573,605 6.61	1,961,613 8.25	3,519,532 13.82	3,497,257 14.29
	八街市	2,556,579 12.00	2,211,226 10.80	1,543,128 7.79	1,626,730 9.03	1,670,148 9.44	1,597,458 8.68	1,322,178 7.40	2,795,232 14.79	2,384,073 12.11	3,005,560 15.24
	印西市	1,320,450 6.63	1,032,989 5.12	1,079,019 5.23	1,036,635 4.97	959,644 5.07	1,669,619 8.11	1,282,992 6.11	1,980,536 8.80	4,893,769 14.18	4,549,656 12.63
	印旛村	644,686 11.33	423,850 7.39	197,457 3.44	97,441 2.00	93,423 2.20	97,875 2.26	121,539 2.93	356,508 7.24		
	本埜村	239,197 6.69	380,460 8.47	355,405 9.37	152,358 4.51	98,335 3.12	135,203 4.14	226,023 6.27	200,986 5.96		

		2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
印旛地区	白井市	502,998 3.13	630,570 4.09	930,285 5.70	932,317 5.80	875,387 5.73	1,488,365 9.33	1,306,060 8.08	2,444,998 13.30	1,673,214 9.07	2,367,644 13.23
	富里市		898,440 6.52	1,044,649 7.87	1,165,858 8.78	1,180,455 9.25	868,749 6.71	877,987 7.06	1,057,284 8.93	2,371,786 17.40	2,153,011 14.54
	富里町	560,231 4.27									
	酒々井町	125,690 1.86	180,858 2.66	262,610 4.34	295,683 5.33	332,204 6.29	325,326 5.89	411,021 7.91	360,011 6.82	887,847 14.82	1,234,541 18.58
	栄町	146,864 1.73	285,431 3.57	221,793 3.02	188,721 2.86	216,816 3.56	353,189 5.68	179,356 3.13	239,450 4.12	961,953 13.98	637,336 9.43
香取地区	香取市					1,579,477 5.44	1,815,056 6.63	2,296,975 8.21	2,245,396 8.12	5,200,653 16.71	4,088,966 13.01
	佐原市	1,007,205 6.88	1,038,121 7.58	1,495,960 10.06	1,025,155 7.54						
	小見川町	294,774 3.72	366,668 4.66	331,700 4.25	303,348 3.79						
	山田町	148,460 3.77	125,155 3.25	177,591 4.25	243,861 6.49						
	粟源町	118,544 4.61	144,569 5.45	79,017 3.45	76,967 3.24						
	神崎町	48,978 1.89	50,308 1.99	80,322 3.16	112,587 4.46	102,982 4.18	53,007 2.17	75,213 2.97	108,990 4.11	305,588 10.90	348,406 11.36
	多古町	439,769 6.67	236,269 3.89	334,827 5.18	163,992 2.90	211,870 3.35	165,294 2.94	194,222 3.50	293,068 5.16	822,571 12.72	431,355 7.08
	東庄町	136,320 2.68	208,815 3.17	339,951 5.18	220,776 3.69	163,410 3.42	151,025 3.20	204,664 4.56	255,841 5.55	557,867 10.17	456,060 8.05
海匝地区	銚子市	1,500,030 5.69	1,280,471 5.23	1,544,460 6.24	1,552,157 5.38	1,460,309 5.08	1,260,413 5.64	1,868,741 7.98	1,604,505 7.17	3,681,752 15.13	2,508,473 9.25
	旭市	720,539 5.71	811,367 6.41	963,548 7.66	880,389 6.27	1,553,767 6.14	1,935,785 7.50	2,449,466 9.30	2,465,361 9.58	4,529,891 15.69	2,985,652 10.23
	干潟町	100,391 2.60	83,161 2.14	104,426 2.85	147,687 4.07						
	海上町	128,235 3.21	226,977 5.63	168,324 3.84	232,293 5.45						
	飯岡町	246,376 6.17	254,062 6.52	168,330 4.39	146,390 3.85						
	匝瑳市					827,767 5.58	885,768 6.57	927,443 7.18	889,098 6.85	2,003,501 13.47	2,100,815 13.62
	八日市場市	684,814 5.74	664,618 6.06	755,519 6.82	736,619 6.86						
	野栄町	223,780 5.12	137,367 4.01	155,070 4.53	152,789 4.12						
山武地区	東金市	1,065,338 5.30	1,233,405 6.75	1,255,099 7.03	1,470,968 7.97	1,285,215 7.57	1,190,873 7.04	1,184,760 6.81	1,220,074 7.13	2,865,936 15.11	2,619,626 13.04
	山武市					736,891 3.34	856,894 4.16	1,413,655 6.63	1,043,979 5.15	3,576,351 15.41	3,110,434 12.98
	山武町	218,769 4.00	262,592 4.68	209,375 2.95	232,092 3.34						
	成東町	374,248 5.01	403,010 5.12	454,301 5.47	286,784 3.60						
	蓮沼村	53,666 2.42	54,144 2.51	64,491 2.83	65,160 2.28						
	松尾町	90,833 2.02	103,075 2.28	160,507 3.08	288,819 4.55						
	大網白里町	298,611 2.32	301,715 2.19	389,611 3.08	424,374 3.35	440,867 3.12	394,859 3.02	486,811 3.95	1,351,189 10.49	900,729 6.83	1,279,542 9.66
	九十九里町	187,621 3.23	196,886 3.51	267,066 4.61	220,144 3.78	231,286 4.03	295,768 5.03	159,217 3.03	386,987 7.01	604,207 10.53	400,372 7.17
	芝山町	457,064 8.85	282,109 5.73	367,065 7.06	206,261 3.95	235,750 4.28	54,472 1.00	161,492 3.06	76,872 1.65	233,636 4.86	454,991 8.37

		2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
山武地区	横芝光町					340,860 3.21	424,249 4.59	731,205 7.40	759,424 6.84	1,349,953 11.83	1,119,011 10.71
	光町	321,519 5.98	565,650 8.81	235,321 4.62	202,599 4.26						
	横芝町	152,587 2.74	148,301 2.74	164,876 3.16	158,689 2.69						
長生地区	茂原市	1,755,978 6.28	1,940,846 7.20	1,917,504 7.39	1,953,463 7.82	1,768,736 7.01	1,515,227 6.22	1,589,023 6.52	1,749,143 6.62	4,246,678 15.21	3,445,425 12.38
	一宮町	109,196 2.74	167,931 4.21	161,023 3.95	745,697 14.67	161,936 4.00	97,516 2.58	113,915 3.24	214,762 5.69	447,453 11.22	536,855 11.21
	睦沢町	223,694 5.20	165,110 4.25	151,598 4.17	161,419 4.52	176,042 4.53	133,259 4.06	179,031 5.36	103,161 3.43	365,155 11.40	345,627 10.15
	長生村	377,489 6.78	281,968 5.99	329,241 6.29	270,513 5.46	249,897 5.36	131,000 3.08	187,977 4.11	230,810 5.18	685,177 13.88	398,005 7.69
	白子町	147,114 3.36	104,847 2.43	160,284 3.64	117,593 2.89	104,194 2.66	101,224 2.58	115,224 3.02	187,596 4.77	391,843 9.44	557,088 11.94
	長柄町	121,589 2.25	127,359 3.25	101,150 2.81	111,857 2.90	199,779 5.26	166,575 4.72	86,862 2.62	97,851 3.06	397,792 10.36	260,753 7.55
	長南町	105,567 2.05	118,450 2.49	99,155 2.12	107,096 2.02	76,898 1.82	157,955 3.36	251,716 4.44	93,253 2.28	434,140 9.90	278,365 6.38
夷隅地区	勝浦市	665,118 8.24	535,647 7.00	476,105 6.59	509,335 6.42	631,190 8.21	618,591 8.23	476,468 6.86	514,958 7.20	1,193,630 15.06	1,067,720 12.06
	いすみ市					683,318 4.42	855,610 5.80	1,090,017 7.31	1,319,143 8.64	3,088,925 16.59	1,657,494 9.04
	夷隅町	86,090 2.52	122,953 3.77	136,116 4.22	146,005 4.51						
	大原町	234,583 3.47	316,490 4.66	326,977 5.12	261,314 3.88						
	岬町	149,445 2.89	146,794 2.92	209,395 4.13	288,391 5.77						
	大多喜町	251,939 4.76	227,090 4.46	288,178 5.27	310,338 6.00	277,847 5.38	341,596 6.91	243,401 5.12	251,562 5.54	654,697 13.31	687,714 12.23
	御宿町	184,887 5.28	202,697 5.66	97,161 3.12	188,691 5.41	238,535 6.10	79,532 2.65	127,263 4.14	119,147 3.90	387,608 11.49	338,736 9.69
安房地区	館山市	1,578,857 9.35	1,508,101 8.59	1,456,787 9.35	1,576,587 9.97	1,543,891 10.00	1,410,277 9.53	1,623,665 10.47	1,523,019 9.45	2,936,606 16.47	2,391,868 13.21
	鴨川市	939,061 7.64	809,518 6.52	800,020 7.20	1,169,118 7.82	1,057,898 7.31	937,696 6.15	878,396 6.53	1,024,395 6.71	2,437,107 14.75	2,251,310 12.57
	天津小湊町	230,493 6.19	99,360 3.40	345,178 9.73							
	南房総市					783,777 3.35	1,091,592 5.45	1,636,558 7.81	1,400,727 6.74	4,468,401 16.09	2,642,078 10.38
	富浦町	221,942 7.72	109,715 4.33	148,666 5.55	145,618 5.27						
	富山町	222,462 6.53	61,361 1.63	113,130 3.74	108,908 3.51						
	三芳村	116,236 4.43	48,722 1.77	88,511 3.16	81,491 3.21						
	白浜町	139,067 4.98	105,176 3.83	139,971 5.17	96,541 3.73						
	千倉町	522,977 9.33	387,405 6.45	292,050 6.02	242,005 5.00						
	丸山町	105,691 3.45	128,991 4.06	281,342 8.53	667,837 14.28						
	和田町	50,832 1.81	68,826 2.49	165,200 5.82	223,360 7.73						
	鋸南町	148,643 3.51	202,776 4.76	160,095 3.94	136,830 3.54	117,299 3.30	65,821 1.92	266,819 6.70	148,196 3.83	627,202 14.47	641,589 13.70

【表05】 県支出金およびその歳入総額に占める割合の推移

上段：県支出金（千円）

下段：対歳入総額比（％）

		2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
東葛地区	市川市	4,123,474 3.73	4,036,195 3.61	4,092,175 3.62	4,373,550 3.81	4,180,510 3.67	4,317,889 3.65	5,347,621 4.37	5,304,233 4.20	5,665,114 4.30	6,978,406 5.23
	船橋市	4,511,259 3.24	4,368,149 3.06	3,272,164 2.33	3,021,074 2.16	3,310,957 2.35	3,932,813 2.66	5,407,891 3.53	5,214,010 3.55	5,301,582 3.29	6,930,500 4.21
	松戸市	3,775,596 3.26	3,558,980 3.14	3,640,595 3.27	3,628,936 3.27	3,795,460 3.37	4,101,051 3.59	5,049,084 4.33	5,111,504 4.08	5,427,277 4.32	6,822,124 5.33
	野田市	1,083,112 3.33	1,056,629 3.39	1,507,809 3.45	1,373,430 3.06	1,323,493 3.17	1,451,673 3.28	1,774,926 4.07	1,721,454 4.02	1,838,034 4.04	2,248,541 4.86
	閏宿町	293,153 3.09	239,171 2.72	564,361 4.18							
	柏市	2,165,804 2.34	2,260,805 2.60	2,704,381 2.97	3,171,720 3.09	2,779,602 2.91	3,131,676 3.22	3,708,220 3.80	3,866,157 3.76	3,935,702 3.33	4,798,088 4.17
	沼南町	576,483 4.23	441,070 3.10								
	流山市	1,096,012 2.91	1,157,666 2.82	1,347,413 3.44	1,246,074 3.54	1,303,266 3.44	1,409,711 3.96	1,615,015 4.39	1,616,312 4.17	1,865,153 4.41	2,457,120 5.90
	我孫子市	1,086,362 3.31	1,034,756 3.29	1,170,553 3.75	1,157,881 3.54	1,083,349 3.37	1,076,272 3.43	1,521,145 4.84	1,381,140 4.05	1,489,056 4.29	1,630,745 4.70
	鎌ヶ谷市	739,980 2.75	780,936 3.03	855,141 3.46	747,180 2.92	783,531 3.10	823,758 3.20	1,053,782 3.91	1,060,339 4.26	1,104,123 3.95	1,345,647 4.57
浦安市	1,095,346 2.32	1,212,631 2.38	1,349,071 2.72	1,196,238 2.08	1,137,661 2.00	1,225,494 2.26	1,458,661 2.74	1,427,811 2.32	1,471,052 2.34	2,147,624 3.33	
千葉地区	千葉市	3,644,370 1.06	3,592,453 1.06	3,770,946 1.07	3,858,783 1.10	4,353,961 1.21	4,925,397 1.40	7,250,539 2.00	7,329,674 2.25	7,732,559 2.16	10,334,407 2.78
	習志野市	1,129,291 2.37	1,159,885 2.52	1,238,048 2.89	1,148,252 2.66	1,176,259 2.72	1,130,436 2.65	1,438,402 3.22	1,554,137 3.49	1,629,596 3.41	2,113,994 4.25
	市原市	2,452,897 2.94	2,389,270 2.87	2,333,357 2.83	2,276,960 2.82	2,255,258 2.73	2,329,623 2.82	3,113,349 3.72	3,237,563 3.78	3,434,260 3.80	4,308,047 5.10
	八千代市	1,458,661 3.15	1,459,949 3.22	1,552,068 3.36	1,475,021 3.23	1,536,112 3.34	1,700,682 3.47	2,184,403 4.64	2,212,601 4.57	2,267,365 4.30	3,153,738 6.11
君津地区	木更津市	1,568,929 4.19	1,096,567 3.32	1,336,863 3.63	1,069,209 3.02	1,142,105 3.63	1,220,272 3.89	1,609,097 4.82	1,591,703 4.61	1,720,178 4.50	1,981,253 5.27
	君津市	1,289,234 4.30	1,086,284 3.88	833,554 2.94	860,546 3.09	702,745 2.34	929,011 3.15	1,032,450 3.56	1,041,610 3.48	1,132,145 3.65	1,344,552 4.29
	富津市	504,492 3.18	441,685 2.79	747,138 4.23	868,942 5.33	788,664 4.46	878,627 5.58	876,901 5.29	742,104 4.58	806,116 5.02	879,257 5.48
	袖ヶ浦市	606,379 2.79	605,091 2.71	648,508 2.69	683,595 3.21	626,786 2.91	773,820 3.73	789,343 3.75	828,957 3.93	820,717 3.77	1,022,196 4.84
印旛地区	成田市	1,214,899 2.68	1,052,207 2.36	1,061,258 2.43	942,590 2.15	1,357,739 2.42	1,295,885 2.43	1,642,273 3.11	1,757,430 3.04	1,820,549 3.06	2,344,063 4.02
	下総町	128,609 4.10	96,537 3.09	125,998 4.03	128,148 3.94						
	大栄町	148,488 3.06	111,588 2.31	204,931 4.21	223,338 4.79						
	佐倉市	1,267,237 3.00	1,210,688 2.97	1,316,555 3.03	1,285,713 3.13	1,207,546 3.15	1,334,981 3.46	1,717,459 4.39	1,775,105 4.65	1,882,060 4.42	2,335,203 5.37
	四街道市	678,630 3.27	636,345 3.07	693,229 3.18	715,821 3.29	719,952 3.31	752,871 2.92	939,694 3.95	967,147 4.07	973,197 3.82	1,273,038 5.20
	八街市	536,567 2.52	881,187 4.30	777,689 3.93	520,391 2.89	601,919 3.40	717,884 3.90	1,060,599 5.93	937,376 4.96	1,002,990 5.09	1,103,115 5.59
	印西市	399,555 2.01	419,059 2.08	439,480 2.13	420,940 2.02	452,745 2.39	494,075 2.40	595,246 2.84	611,663 2.72	1,042,755 3.02	1,296,822 3.60
	印旛村	181,988 3.20	187,513 3.27	254,517 4.43	173,508 3.57	187,217 4.42	173,388 4.00	129,883 3.13	144,990 2.94		
本埜村	92,011 2.57	113,901 2.54	143,175 3.78	133,126 3.94	91,224 2.89	78,669 2.41	93,370 2.59	98,925 2.93			

		2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
印旛地区	白井市	528,461 3.29	546,025 3.54	396,414 2.43	426,360 2.65	419,184 2.74	500,623 3.14	564,644 3.49	602,009 3.28	684,719 3.71	1,019,578 5.70
	富里市		606,215 4.40	962,553 7.25	616,288 4.64	465,170 3.65	980,946 7.58	607,588 4.89	614,221 5.19	653,766 4.80	814,968 5.51
	富里町	749,692 5.72									
	酒々井町	151,735 2.25	147,463 2.17	191,969 3.17	182,917 3.29	187,248 3.54	191,654 3.47	247,590 4.76	325,328 6.16	324,457 5.41	494,355 7.44
	栄町	208,134 2.45	288,471 3.61	237,634 3.24	255,207 3.87	218,719 3.60	209,437 3.37	263,908 4.60	265,957 4.58	287,704 4.18	404,908 5.99
香取地区	香取市					1,224,852 4.22	1,013,455 3.70	1,270,510 4.54	1,385,633 5.01	1,497,404 4.81	1,531,400 4.87
	佐原市	527,361 3.60	443,908 3.24	563,503 3.79	524,492 3.86						
	小見川町	292,939 3.69	304,672 3.87	273,092 3.50	283,636 3.55						
	山田町	193,625 4.91	391,023 10.15	639,291 15.31	211,419 5.63						
	栗源町	77,260 3.00	73,414 2.77	87,694 3.83	80,053 3.37						
	神崎町	96,744 3.73	79,497 3.15	79,792 3.14	74,593 2.96	76,386 3.10	99,052 4.05	81,743 3.23	83,577 3.15	85,427 3.05	99,844 3.26
	多古町	238,309 3.61	161,252 2.66	186,371 2.88	168,297 2.98	183,528 2.91	196,298 3.49	186,564 3.36	205,444 3.62	215,094 3.33	280,246 4.60
	東庄町	208,174 4.09	242,969 3.69	211,429 3.22	228,595 3.82	199,332 4.18	192,307 4.08	221,717 4.94	222,997 4.84	225,402 4.11	277,919 4.90
海匝地区	銚子市	1,233,383 4.68	629,321 2.57	796,157 3.22	1,252,876 4.34	775,445 2.70	733,478 3.28	932,932 3.98	1,107,175 4.94	1,069,482 4.40	1,353,138 4.99
	旭市	493,296 3.91	437,503 3.46	486,186 3.87	529,808 3.77	1,115,126 4.41	1,199,747 4.65	1,198,036 4.55	1,832,784 7.12	1,789,299 6.20	1,421,189 4.87
	干潟町	356,558 9.24	547,153 14.09	368,671 10.07	130,054 3.59						
	海上町	188,226 4.71	356,119 8.84	255,820 5.83	204,527 4.80						
	飯岡町	176,248 4.42	194,379 4.99	191,167 4.99	145,256 3.82						
	匝瑳市					555,542 3.75	527,778 3.92	660,494 5.12	670,686 5.17	702,528 4.72	790,940 5.13
	八日市場市	408,108 3.42	357,354 3.26	383,066 3.46	372,944 3.48						
	野栄町	143,564 3.28	127,262 3.71	134,119 3.91	132,508 3.57						
山武地区	東金市	650,104 3.23	529,041 2.89	544,455 3.05	511,308 2.77	555,685 3.27	589,495 3.48	740,179 4.26	769,271 4.50	807,604 4.26	972,862 4.84
	山武市					958,216 4.34	838,112 4.07	1,066,715 5.00	1,126,056 5.55	962,804 4.15	1,103,380 4.61
	山武町	212,282 3.88	235,500 4.19	241,133 3.39	235,626 3.39						
	成東町	273,989 3.67	267,902 3.40	244,104 2.94	235,083 2.95						
	蓮沼村	64,960 2.93	58,532 2.71	71,499 3.14	73,126 2.56						
	松尾町	140,563 3.13	117,363 2.60	177,909 3.41	206,958 3.26						
	大網白里町	426,152 3.31	414,279 3.01	402,503 3.19	434,621 3.43	420,844 2.98	431,249 3.30	518,820 4.21	552,590 4.29	600,961 4.56	849,951 6.42
	九十九里町	229,298 3.95	210,827 3.76	217,118 3.75	196,081 3.37	239,125 4.17	201,987 3.44	227,661 4.33	257,425 4.66	294,420 5.13	348,538 6.24
	芝山町	149,300 2.89	105,647 2.15	125,822 2.42	118,287 2.26	105,558 1.92	90,349 1.66	117,585 2.22	123,158 2.65	146,780 3.05	211,512 3.89

		2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
山武地区	横芝光町					447,037 4.21	435,485 4.71	479,367 4.85	528,974 4.77	545,844 4.78	552,732 5.29
	光町	278,666 5.19	257,980 4.02	275,892 5.41	273,385 5.75						
	横芝町	299,063 5.36	189,080 3.49	202,752 3.88	193,443 3.28						
長生地区	茂原市	859,207 3.07	776,526 2.88	786,968 3.03	711,304 2.85	763,212 3.02	820,032 3.37	1,026,090 4.21	1,122,959 4.25	1,175,540 4.21	1,464,714 5.26
	一宮町	303,031 7.62	317,619 7.97	326,512 8.02	292,935 5.76	422,236 10.42	384,959 10.19	157,839 4.49	179,791 4.76	193,460 4.85	290,592 6.07
	睦沢町	313,072 7.28	361,489 9.31	316,666 8.72	339,447 9.50	664,324 17.08	331,289 10.09	186,219 5.58	202,451 6.73	195,044 6.09	159,886 4.69
	長生村	195,277 3.51	154,342 3.28	232,461 4.44	134,435 2.71	136,709 2.93	137,907 3.24	162,775 3.56	180,643 4.05	197,364 4.00	268,499 5.19
	白子町	170,246 3.89	339,811 7.89	299,018 6.78	170,468 4.19	155,348 3.97	148,902 3.80	167,027 4.38	199,728 5.08	192,483 4.64	452,220 9.70
	長柄町	250,363 4.63	245,040 6.25	177,996 4.95	142,369 3.69	180,061 4.74	132,204 3.75	98,029 2.96	107,337 3.35	127,709 3.33	140,567 4.07
	長南町	140,534 2.73	121,990 2.56	132,627 2.83	131,490 2.48	124,133 2.93	154,337 3.29	142,650 2.51	157,110 3.84	175,766 4.01	266,767 6.11
夷隅地区	勝浦市	357,967 4.44	261,942 3.43	275,970 3.82	282,726 3.57	241,708 3.15	268,840 3.58	320,080 4.61	335,024 4.69	362,509 4.57	826,972 9.34
	いすみ市					886,412 5.73	742,027 5.03	815,521 5.47	849,016 5.56	745,850 4.01	869,328 4.74
	夷隅町	166,186 4.86	114,215 3.50	131,595 4.08	128,628 3.98						
	大原町	333,927 4.93	323,122 4.76	332,059 5.20	333,143 4.95						
	岬町	165,571 3.21	159,344 3.17	198,547 3.92	173,436 3.47						
	大多喜町	262,814 4.97	343,257 6.73	362,004 6.62	243,860 4.71	237,320 4.59	222,927 4.51	253,601 5.33	232,189 5.12	234,030 4.76	254,356 4.52
	御宿町	135,041 3.86	169,265 4.73	142,328 4.57	142,207 4.08	163,738 4.19	104,954 3.50	140,742 4.58	168,534 5.52	176,788 5.24	257,823 7.38
安房地区	館山市	681,402 4.03	972,817 5.54	792,869 5.09	628,680 3.98	688,036 4.45	616,266 4.16	777,529 5.01	853,867 5.30	956,818 5.37	1,411,932 7.80
	鴨川市	591,501 4.81	819,645 6.61	582,677 5.24	605,370 4.05	621,479 4.29	633,755 4.15	736,224 5.47	838,965 5.50	817,342 4.95	911,736 5.09
	天津小湊町	191,463 5.14	127,922 4.38	158,312 4.46							
	南房総市					1,439,564 6.16	881,123 4.40	1,160,874 5.54	1,148,024 5.53	873,837 3.15	1,016,043 3.99
	富浦町	136,762 4.76	144,214 5.69	126,947 4.74	114,830 4.16						
	富山町	293,065 8.61	587,199 15.56	169,141 5.59	141,501 4.56						
	三芳村	177,309 6.76	175,491 6.36	364,766 13.02	121,739 4.80						
	白浜町	132,784 4.76	129,513 4.71	112,104 4.14	127,395 4.92						
	千倉町	263,715 4.71	643,437 10.71	231,747 4.78	214,745 4.43						
	丸山町	139,812 4.57	105,686 3.33	167,388 5.08	120,565 2.58						
	和田町	187,629 6.67	177,225 6.41	161,953 5.71	158,045 5.47						
	鋸南町	417,779 9.87	447,599 10.50	289,130 7.12	378,903 9.79	199,826 5.62	161,813 4.71	264,698 6.65	205,798 5.32	257,400 5.94	383,579 8.19

【表06】 国庫支出金と都道府県支出金の推移（市部）

		2001 (H13)			2002 (H14)			2003 (H15)			2004 (H16)			2005 (H17)	
		国庫支出金	都道府県支出金		国庫支出金	都道府県支出金		国庫支出金	都道府県支出金		国庫支出金	都道府県支出金		国庫支出金	都道府県支出金
			国庫財源を伴うもの	県費のみのもの		国庫財源を伴うもの									
東葛地区	市川市	8,993,517	2,130,101	1,993,373	10,058,664	1,796,223	2,239,972	10,890,361	2,144,906	1,947,269	11,788,370	2,483,873	1,889,677	10,483,198	2,299,178
	船橋市	12,000,690	2,315,171	2,196,088	15,389,357	2,174,580	2,193,569	14,094,963	1,043,588	2,228,576	14,792,152	938,334	2,082,740	14,854,355	1,302,420
	松戸市	9,602,740	2,098,556	1,677,040	10,147,138	1,907,545	1,651,435	11,268,601	1,828,773	1,811,822	11,582,713	1,491,514	2,137,422	12,178,609	2,241,939
	野田市	2,201,285	561,307	521,805	2,023,253	566,006	490,623	3,502,028	694,810	812,999	4,228,986	555,290	818,140	3,331,019	589,941
	柏市	7,588,777	1,355,978	809,826	6,651,310	1,228,575	1,032,230	8,733,080	1,467,999	1,236,382	9,400,362	1,544,282	1,627,438	7,824,138	1,529,743
	流山市	2,212,717	436,071	659,941	3,056,301	467,538	690,128	3,670,667	586,278	761,135	2,956,566	527,075	718,999	2,949,023	631,220
	我孫子市	1,635,360	432,206	654,156	1,878,277	588,425	446,331	2,046,295	621,359	549,194	2,160,358	551,505	606,376	2,490,341	498,525
	鎌ヶ谷市	1,618,764	324,227	415,753	1,661,652	335,447	445,489	1,880,737	337,057	518,084	1,959,672	348,981	398,199	1,918,433	428,727
	浦安市	1,509,539	385,488	709,858	2,754,151	519,475	693,156	2,476,391	599,918	749,153	3,218,466	526,587	669,651	4,556,517	456,726
千葉地区	千葉市	35,233,423	1,298,411	2,345,959	34,289,618	1,097,415	2,495,038	42,789,372	1,466,784	2,304,162	38,966,439	1,601,562	2,257,221	41,366,625	1,077,005
	習志野市	4,025,142	582,819	546,472	2,533,024	617,156	542,729	2,699,593	645,160	592,888	2,843,133	608,767	539,485	2,883,290	702,835
	市原市	6,035,180	1,396,255	1,056,642	6,766,585	1,319,794	1,069,476	7,351,478	1,354,084	979,273	7,291,524	1,268,860	1,008,100	8,473,878	1,335,897
	八千代市	3,101,954	803,839	654,822	3,033,109	792,220	667,729	3,757,862	797,125	754,943	3,724,714	733,720	741,301	4,066,020	903,718
君津地区	木更津市	2,346,953	1,026,030	542,899	2,214,862	533,813	562,754	2,670,430	757,780	579,083	2,789,878	500,981	568,228	2,854,287	683,238
	君津市	1,669,684	769,494	519,740	1,749,549	560,127	526,157	1,950,234	358,051	475,503	1,820,689	491,564	368,982	1,909,624	371,151
	富津市	1,314,380	244,998	259,494	1,322,195	190,672	251,013	2,549,229	184,791	562,347	1,194,634	159,540	709,402	2,050,606	273,956
	袖ヶ浦市	676,885	331,323	275,056	1,042,883	355,962	249,129	982,232	371,121	277,387	1,042,657	386,155	297,440	1,020,246	349,204
印旛地区	成田市	3,487,316	610,917	603,982	2,660,432	573,536	478,671	3,340,359	500,312	560,946	3,397,283	480,496	462,094	4,196,516	604,844
	佐倉市	2,037,809	610,049	657,188	2,550,148	570,901	639,787	3,295,060	601,473	715,082	3,243,273	663,991	621,722	2,867,266	631,349
	四街道市	1,573,470	379,053	299,577	1,692,391	301,828	334,517	1,882,998	347,797	345,432	1,814,316	314,830	400,991	2,012,222	329,284
	八街市	2,556,579	243,073	293,494	2,211,226	271,481	609,706	1,543,128	304,941	472,748	1,626,730	196,026	324,365	1,670,148	361,733
	印西市	1,320,450	187,469	212,086	1,032,989	204,455	214,604	1,079,019	212,837	226,643	1,036,635	179,995	240,945	959,644	241,802
	白井市	502,998	333,933	194,528	630,570	369,963	176,062	930,285	168,045	228,369	932,317	234,633	191,727	875,387	231,944
	富里市				898,440	421,675	184,540	1,044,649	759,038	203,515	1,165,858	397,128	219,160	1,180,455	295,148
香取地区	香取市													1,579,477	647,720
	佐原市	1,007,205	264,784	262,577	1,038,121	206,757	237,151	1,495,960	296,129	267,374	1,025,155	297,078	227,414		
海匝地区	銚子市	1,500,030	656,256	577,127	1,280,471	361,301	268,020	1,544,460	503,429	292,728	1,552,157	967,321	285,555	1,460,309	514,184
	旭市	720,539	257,227	236,069	811,367	251,451	186,052	963,548	242,659	243,527	880,389	180,311	349,497	1,553,767	549,097
	匝瑳市													827,767	196,414
	八日市場市	684,814	168,412	239,696	664,618	184,993	172,361	755,519	174,903	208,163	736,619	172,990	199,954		
山武地区	東金市	1,065,338	241,428	408,676	1,233,405	257,767	271,274	1,255,099	327,622	216,833	1,470,968	300,977	210,331	1,285,215	364,344
	山武市													736,891	356,702
長生地区	茂原市	1,755,978	455,941	403,266	1,940,846	435,183	341,343	1,917,504	410,849	376,119	1,953,463	389,219	322,085	1,768,736	477,613
夷隅地区	勝浦市	665,118	169,348	188,619	535,647	111,235	150,707	476,105	115,002	160,968	509,335	146,602	136,124	631,190	131,023
	いすみ市													683,318	266,007
安房地区	館山市	1,509,096	311,420	369,982	1,438,131	559,734	413,083	1,386,797	366,558	426,311	1,503,797	285,773	342,907	1,470,101	391,701
	鴨川市	939,061	330,854	260,647	809,518	551,648	267,997	800,020	364,007	218,670	1,169,118	282,314	323,056	1,057,898	321,269
	南房総市													771,800	630,201

県費 のみのもの	2006 (H18)			2007 (H19)			2008 (H20)			2009 (H21)			2010 (H22)		
	国庫支出金	都道府県支 出金													
		国庫財源を 伴うもの	県費 のみのもの												
1,881,332	11,565,680	2,070,090	2,247,799	13,176,663	2,937,616	2,410,005	13,759,055	2,573,962	2,730,271	21,499,928	3,207,515	2,457,599	21,247,331	4,165,168	2,813,238
2,008,537	14,228,680	1,667,429	2,265,384	15,117,633	2,398,734	3,009,157	15,181,053	2,310,866	2,903,144	27,908,119	3,023,448	2,278,134	27,904,461	4,394,374	2,536,126
1,553,521	11,472,851	2,562,737	1,538,314	12,809,703	2,497,552	2,551,532	21,550,450	2,448,005	2,663,499	15,539,685	2,975,893	2,451,384	22,374,516	4,052,437	2,769,687
733,552	3,375,061	890,402	561,271	4,054,101	943,065	831,861	3,547,992	989,699	731,755	6,629,485	1,227,393	610,641	6,061,047	1,232,387	1,016,154
1,249,859	7,041,968	1,754,172	1,377,504	7,069,815	2,060,219	1,648,001	8,229,297	1,689,277	2,176,880	17,525,685	1,951,769	1,983,933	16,986,941	2,744,858	2,053,230
672,046	2,580,665	557,610	852,101	2,701,856	695,902	919,113	4,062,723	752,620	863,692	7,647,459	892,332	972,821	5,922,184	1,106,070	1,351,050
584,824	2,274,232	566,032	510,240	2,162,904	799,488	721,657	4,729,737	615,533	765,607	3,215,959	871,550	617,506	4,374,767	986,280	644,465
354,804	1,815,651	415,966	407,792	2,210,785	490,643	563,139	2,081,863	461,745	598,594	4,134,714	547,053	557,070	4,365,935	729,846	615,801
680,935	2,399,970	538,077	687,417	2,366,836	657,859	800,802	5,052,216	605,910	821,901	4,521,089	710,081	760,971	6,219,164	1,217,540	930,084
3,276,956	37,666,113	800,229	4,125,168	39,796,040	3,809,771	3,440,768	33,720,862	3,598,987	3,730,687	52,964,471	4,542,821	3,189,738	50,958,688	6,334,340	4,000,067
473,424	2,560,697	618,151	512,285	2,926,513	781,380	657,022	3,403,096	754,730	799,407	6,521,305	983,781	645,815	6,196,125	1,397,728	716,266
919,361	7,862,804	1,346,529	983,094	8,065,392	1,904,699	1,208,650	9,195,167	2,080,165	1,157,398	14,620,063	1,958,608	1,475,652	12,363,626	2,560,911	1,747,136
632,394	4,345,613	999,782	700,900	3,860,909	1,061,423	1,122,980	3,705,041	1,037,860	1,174,741	8,652,747	1,238,484	1,028,881	7,038,912	2,002,361	1,151,377
458,867	2,665,246	762,923	457,349	3,202,955	786,523	822,574	3,406,056	732,356	859,347	6,835,711	926,548	793,630	6,269,213	1,085,617	895,636
331,594	1,762,048	560,646	368,365	2,229,288	588,986	443,464	2,240,507	455,144	586,466	4,004,917	512,459	619,686	3,624,211	651,697	692,855
514,708	1,282,545	345,905	532,722	1,244,668	312,328	564,573	1,662,315	281,049	461,055	2,387,894	383,903	422,213	1,719,855	435,879	443,378
277,582	925,134	282,396	491,424	1,171,193	529,782	259,561	1,057,980	428,779	400,178	2,535,060	454,147	366,570	2,207,864	620,692	401,504
752,895	4,411,613	578,135	717,750	4,858,874	900,161	742,112	7,486,579	989,829	767,601	7,186,545	1,053,695	766,854	6,591,981	1,387,738	956,325
576,197	2,751,044	758,391	576,590	2,904,276	997,619	719,840	3,117,445	975,838	799,267	6,865,078	1,015,299	866,761	5,729,263	1,252,625	1,082,578
390,668	1,588,411	436,005	316,866	1,573,605	574,430	365,264	1,961,613	475,438	491,709	3,519,532	551,595	421,602	3,497,257	817,442	455,596
240,186	1,597,458	472,852	245,032	1,322,178	742,002	318,597	2,795,232	369,511	567,865	2,384,073	477,158	525,832	3,005,560	545,897	557,218
210,943	1,669,619	233,654	260,421	1,282,992	329,511	265,735	1,980,536	338,532	273,131	4,893,769	658,658	384,097	4,549,656	780,376	516,446
187,240	1,488,365	260,157	240,466	1,306,060	327,120	237,524	2,444,998	358,966	243,043	1,673,214	470,514	214,205	2,367,644	778,041	241,537
170,022	868,749	785,376	195,570	877,987	390,606	216,982	1,057,284	365,942	248,279	2,371,786	311,255	342,511	2,153,011	349,929	465,039
577,132	1,815,056	504,991	508,464	2,296,975	671,700	598,810	2,245,396	509,844	875,789	5,200,653	653,630	843,774	4,088,966	683,509	847,891
261,261	1,260,413	478,180	255,298	1,868,741	566,040	366,892	1,604,505	402,015	705,160	3,681,752	494,416	575,066	2,508,473	734,615	618,523
566,029	1,935,785	632,476	567,271	2,449,466	532,543	665,493	2,465,361	1,010,683	822,101	4,529,891	1,223,348	565,951	2,985,652	821,497	599,692
359,128	885,768	200,785	326,993	927,443	341,956	318,538	889,098	256,682	414,004	2,003,501	329,229	373,299	2,100,815	427,025	363,915
191,341	1,190,873	395,508	193,987	1,184,760	487,668	252,511	1,220,074	517,414	251,857	2,865,936	608,252	199,352	2,619,626	555,579	417,283
601,514	856,894	453,635	384,477	1,413,655	617,683	449,032	1,043,979	662,290	463,766	3,576,351	705,052	257,752	3,110,434	850,356	253,024
285,599	1,515,227	532,943	287,089	1,589,023	651,619	374,471	1,749,143	477,117	645,842	4,246,678	584,187	591,353	3,445,425	889,557	575,157
110,685	618,591	170,644	98,196	476,468	187,498	132,582	514,958	99,586	235,438	1,193,630	155,459	207,050	1,067,720	427,437	399,535
620,405	855,610	389,012	353,015	1,090,017	414,337	401,184	1,319,143	221,523	627,493	3,088,925	269,027	476,823	1,657,494	337,467	531,861
296,335	1,336,284	359,335	256,931	1,547,369	329,829	447,700	1,449,239	336,784	517,083	2,868,606	514,161	442,657	2,323,332	612,473	799,459
300,210	937,696	288,952	344,803	878,396	364,637	371,587	1,024,395	341,577	497,388	2,437,107	469,523	347,819	2,251,310	494,242	417,494
809,363	1,080,776	528,455	352,668	1,625,705	372,170	788,704	1,389,862	330,251	817,773	4,457,981	395,283	478,554	2,631,652	481,387	534,656